

概要版

赤磐市

第三期 障害者計画 第五期 障害福祉計画 第一期 障害児福祉計画

2018(平成30)年度～2020(平成32)年度



2018(平成30)年3月

岡山県 赤磐市

計画策定にあたって

計画策定の背景

赤磐市は、2011（平成 23）年度に「第二期赤磐市障害者計画・第三期障害福祉計画」、2014（平成 26）年度に「第四期赤磐市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めるとともに、さまざまな分野におよぶ障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきたところであります。

その間、国においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法が改正されました。このため、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実を図るとともに、高齢の障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かに対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保および向上を図るための環境整備が進められています。

このような法改正の動向を踏まえながら、障害の有無にかかわらずすべての市民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指して、「第三期赤磐市障害者計画・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画」を策定することとしました。

計画の位置づけ

障害者計画は、障害者基本法の規定に基づく市町村障害者計画として策定するものです。また、障害福祉計画および障害児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条および児童福祉法第 33 条の 20 に基づく市町村障害福祉計画・障害児福祉計画として策定するものです。

計画期間

「第三期障害者計画」は赤磐市の障害者保健福祉の大きな方向性を示すものであるため、計画期間は、第二期計画同様に 6 年間の計画とします。また、「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」については、国が定める基本指針に基づき 3 年間の計画とします。

なお、計画期間内における制度改正や社会情勢の変化などに対しては、必要があれば適宜計画の見直しを行うこととします。

	2018(H30) 年度	2019(H31) 年度	2020(H32) 年度	2021(H33) 年度	2022(H34) 年度	2023(H35) 年度
障害者計画	第三期障害者計画					
障害福祉計画 障害児福祉計画	第五期障害福祉計画 第一期障害児福祉計画			第六期障害福祉計画 第二期障害児福祉計画		

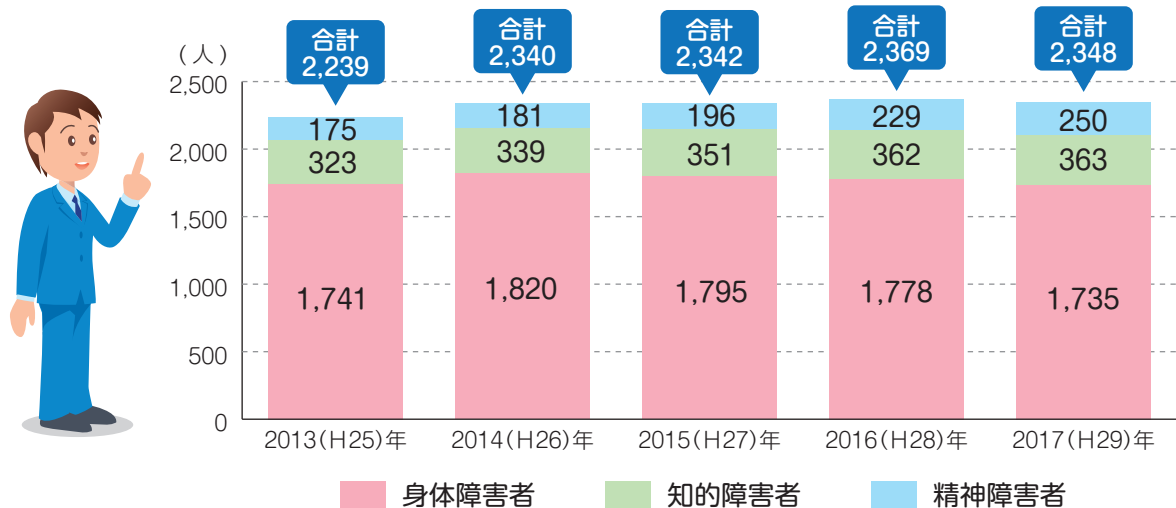
2

障害者を取り巻く状況

障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者は、増加傾向で推移しています。

内訳をみると、身体障害者手帳所持者は 2014（平成 26）年以降減少しているものの、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は、2013（平成 25）年以降増加しています。



資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日現在）

保育所・認定こども園の障害児在籍状況

保育所・認定こども園における障害児の在籍数は、平成 25 年以降増加しており、平成 29 年 5 月 1 日現在、70 人となっています。

また、児童発達支援利用児数も増加しています。

単位：人

		2013(H25) 年度	2014(H26) 年度	2015(H27) 年度	2016(H28) 年度	2017(H29) 年度
保育所	在籍児数	1,189	1,250	1,268	1,336	1,274
	障害児数	25	43	50	66	69
	加配保育士数	8	9	12	12	14
認定 こども園	在籍児数					71
	障害児数					1
	加配保育士数					1

資料：子育て支援課（各年 5 月 1 日現在）

単位：人

	2013(H25) 年度	2014(H26) 年度	2015(H27) 年度	2016(H28) 年度	2017(H29) 年度
児童発達支援 利用児数	15	33	42	60	81

資料：社会福祉課（各年 5 月 1 日現在）

計画の基本的な考え方

基本理念

**障害者が安心して
心豊かに暮らせる地域社会づくり**

障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で心豊かに暮らせるよう、「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害者の自立と社会参加、主体性の尊重、地域での支え合いを基本に「障害者が安心して心豊かに暮らせる地域社会」の実現に向けて施策の展開を図ります。

基本目標

福祉サービスの充実

障害のある人が地域で暮らし続けるには、地域生活を支える福祉サービスが重要なものとなります。そのため、障害者の日中活動の場の確保や移動支援・コミュニケーション支援の拡充、身近に医療が受けられる体制づくりなど、特にニーズの高いサービスの充実に取り組みます。

障害者雇用の促進

就労は生計の維持だけでなく、日中活動の場や社会参加を果たす場としても重要なものとなります。そのため、ハローワーク等関連機関やサービス提供事業所と連携し、就労移行を含めた総合的な支援体制づくりと雇用の場の拡充に取り組んでいきます。

生活環境の整備充実

障害のある人が地域において安心して居宅生活を送りつつ、社会参加しやすい環境となるよう、公共施設や道路、公共交通機関などのバリアフリー化を推進します。

また、近年災害に対する備えについては、障害者だけでなく市民全体の関心が高まっていることから、要配慮者支援対策の充実や当事者への周知徹底に取り組めます。

共生社会の実現に向けた環境づくり

障害の有無に関わらず共に暮らす共生社会を実現していくには、その前提条件としてお互いを尊重する社会を構築していく必要があります。そのため、市民への広報啓発をはじめ、障害のある人を身近に捉えることができるよう、交流機会を充実させるとともに、外出時のコミュニケーション支援や移動支援など障害者の社会参加を促進するための支援を推進します。

4

障害者計画

1 生活支援の充実

- 障害福祉サービスの充実
- 地域生活への移行促進
- 日常生活の支援
- サービスの質の向上
- 相談支援体制の充実
- 情報提供の充実
- 情報バリアフリー化の推進

2 教育・療育の充実

- 療育・就学前教育の充実
- 学校教育の充実
- 障害児福祉の推進
- 生涯学習の充実
- 文化・芸術活動の促進
- スポーツ・レクリエーション活動の促進

3 雇用・就労の促進

- 雇用・就労の促進
- 総合的な就労支援施策の推進
- 福祉的就労の支援
- 地域活動支援センターの支援
- 地域生活支援拠点の整備

4 保健・医療の充実

- 健康づくりの推進
- 医療・リハビリテーションの充実
- 精神保健対策の推進

5 生活環境の整備

- 生活の場の充実
- 住みやすい住宅の確保
- 福祉のまちづくりの推進
- 交通バリアフリーのまちづくり
- 移動支援の充実

6 安全・安心の確保

- 防犯・防災対策の充実
- 権利擁護対策の充実

7 地域での支え合いの推進

- 広報・啓発の推進
- 交流・ふれあいの推進
- 福祉教育の推進
- ボランティア活動等の推進

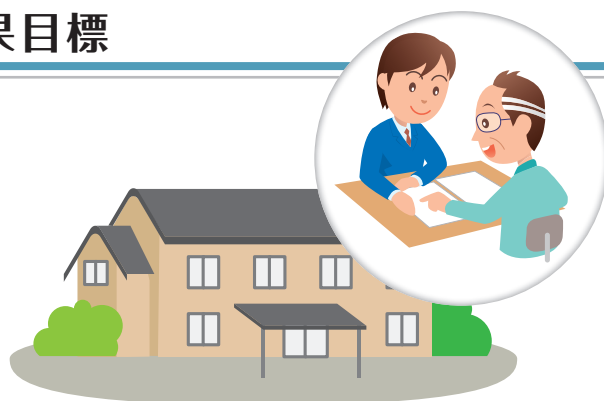


障害福祉計画・障害児福祉計画

2020（平成32）年度の成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

2016（平成28）年度末時点の入所者数53人のうち13人が2020（平成32）年度末までに地域生活へ移行する一方で、施設入所が必要な待機者などが入所することにより、2人の削減を目標とします。



項目	数 値	考え方
基準	2016(H28)年度末時点の入所者数(A)	53人
目標値	目標年度入所者数(B)	51人
	削減見込(A-B)	2人 (3.8%)
	地域生活移行者数	13人 (24.5%)
		2016(H28)年度末時点の入所者数
		2020(H32)年度末時点の利用見込
		差引減少見込み数 (2%削減することを基本)
		施設入所からGH(グループホーム)等へ移行した者の数(2016(H28)年度末時点の入所者数の9%以上が2020(H32)年度末までに地域生活へ移行することを基本)

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じ、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組を推進します。

項目	数 値	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場	1 か所	自立支援協議会と連携しながら検討

3 地域生活支援拠点等の整備

国の指針で示された地域生活支援拠点のイメージを基に、入所・入院中の障害者が地域に移行する場合のグループホームの体験利用や、自宅で生活する障害者が介護者の入院などにより緊急的に短期入所ができる機能を持つ、地域生活を支援する拠点等の整備について検討します。

項目	数 値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1 か所	自立支援協議会と連携しながら検討

4 福祉施設から一般就労への移行等

本市の福祉施設利用者（福祉的就労）の中で、2016（平成 28）年度に一般就労により退所した人はいませんでした。2020（平成 32）年度中に一般就労に移行する人数の目標を 5 人とします。

2016（平成 28）年度末の就労移行支援事業の利用者数は 7 人でした。2020（平成 32）年度末において就労移行支援事業を利用する人数の目標を 8 人、事業所ごとの就労移行率を 5 割とします。

項 目	数 値	考え方
基準	2016(H28)年度の一般就労移行者数	0 人
	2016(H28)年度末の就労移行支援事業の利用者数	7 人
目標値	2020(H32)年度中の就労移行支援事業所を通じた一般就労移行者数	5 人
	2020(H32)年度末時点の就労移行支援事業利用者数	8 人
	2020(H32)年度末時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所数の割合	5 割
	2020(H32)年度末時点の就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率	8 割

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を設置していきます。

また、医療的ケア児の増加に伴い、保健、医療、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

項 目	数 値	考え方
2020(H32)年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1 か所	2020(H32)年度末までに、児童発達支援センターを 1 か所以上設置
2020(H32)年度末時点の保育所等訪問支援事業所の設置数	2 か所	2020(H32)年度末までに、保育所等訪問支援事業所を 1 か所以上設置
2020(H32)年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援および放課後等デイサービス事業所	1 か所	2020(H32)年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援および放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上設置
2018(H30)年度末時点の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	1 か所	2018(H30)年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置 自立支援協議会と連携しながら検討

障害福祉サービス一覧

訪問系	日中活動系	居住系	相談支援	障害児支援
●居宅介護 ●重度訪問介護 ●同行援護 ●行動援護 ●重度障害者等包括支援	●生活介護 ●自立訓練（機能訓練 / 生活訓練） ●就労移行支援 ●就労継続支援（A型 / B型） ●就労定着支援 ●療養介護 ●短期入所（福祉型 / 医療型）	●自立生活援助 ●共同生活援助（グループホーム） ●施設入所支援	●計画相談支援 ●地域移行支援 ●地域定着支援	●児童発達支援 ●居宅訪問型児童発達支援 ●医療型児童発達支援 ●放課後等デイサービス ●保育所等訪問支援 ●障害児相談支援 ●医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

地域生活支援事業一覧

必須事業	任意事業
●理解促進研修・啓発事業 ●自発的活動支援事業 ●相談支援事業 ①障害者相談支援事業 ②基幹相談支援センター等機能強化事業 ③住宅入居等支援事業（居住サポート事業） ●成年後見制度利用支援事業 ●意思疎通支援事業 ①手話通訳者派遣事業 ②要約筆記者派遣事業 ●日常生活用具給付等事業 ①介護訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意思疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具 ●手話奉仕員養成研修事業 ●移動支援事業 ●地域活動支援センター機能強化事業	●日中一時支援事業 ●社会参加促進事業



赤磐市 第三期障害者計画

第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画【概要版】

発行日：2018（平成 30）年 3 月

発 行：赤磐市 保健福祉部社会福祉課

住 所：〒709-0898 岡山県赤磐市下市 344

T E L：086-955-1115 F A X：086-955-1118